



# 島根県報

平成29年1月27日（金）

第2,872号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【告 示】**

換地計画書の縦覧	（農 村 整 備 課）	2
保安林予定森林（2件）	（森 林 整 備 課）	2
土砂災害警戒区域の指定	（砂 防 課）	3
土砂災害警戒区域の指定の解除	（       "       ）	3
島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更	（審 査 指 導 課）	4

**【公 告】**

平成28年度クリーニング師試験の合格者	（薬 事 衛 生 課）	4
公共測量の終了	（技 術 管 理 課）	4

**【特定調達公告】**

島根県旅費事務システムサービス利用・運用保守業務に係る随意契約の相手方等	（総務事務センター）	5
--------------------------------------	------------	---

**告 示****島根県告示第22号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年 1月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
八神・太田地区（八神工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	江津市役所
雲南北地区（神原工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	雲南市役所
高津川地区（月和田工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	吉賀町役場

**島根県告示第23号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年 1月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林予定森林の所在場所

江津市桜江町谷住郷655、松川町上津井862、862-3から862-18まで、862-23、866

## 2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第24号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年 1月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林予定森林の所在場所

雲南市大東町上久野655-2、843、849、908-1、1670-1、1675、1676-1、1676-3、1677-3、1677-6、

1681-3、1708、1711

2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**島根県告示第25号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年1月27日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

松江市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

上大野町A、大垣町A、大垣町B、東長江町A、東長江町B、法吉K、法吉L、法吉M、法吉N、国屋D、国屋E、国屋F、国屋G、国屋H、菅田E、菅田F、菅田G、上東川津C、西持田町A、東持田町A、長海H、野原D、野原E、大海崎D、矢田G、東津田E、東津田F、西津田C、東津田G、西津田D、西忌部B、和名佐N、宍道大森M、佐々布下E、弘長寺G、宍道リサイクルセンター北、宍道リサイクルセンター南A、宍道リサイクルセンター南B、下倉K、水越池東、中組E、森脇F、森脇橋西、西岩坂G、西岩坂H、東岩坂D、宮谷グリーンタウンA、宮谷グリーンタウンB、西奥H、西岩坂I、岩室H、恵曇保育所東、武代A、立花D、一矢A、一矢B、北講武A、南講武B、名分B、名分C、浜B、加賀B、野波D、菅浦C、宇井D、小中村C、あさひ台、下意東E、畑C、東出雲中学校、揖屋町C、出雲郷A、出雲郷B、意宇南六丁目A、意宇南六丁目B

(2) 土石流

東持田町A、野原町A、佐草町A、屈形川D、熊野AT、東岩坂R、加賀E、野波M、下宇部尾J、畑川C

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県松江県土整備事務所及び松江市役所において一般の縦覧に供する。）

---

**島根県告示第26号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成17年島根県告示第1,043号、平成17年島根県告示第1,290号、平成18年島根県告示第355号、平成19年島根県告示第77号、平成19年島根県告示第298号及び平成19年島根県告示第363号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成29年1月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る市町村の名称  
松江市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称
  - (1) 急傾斜地の崩壊  
灘組A、大界C、客戸、西尾町西谷A、中戸C、大川端A、岡の目A、若山B、布志名J、湯町A、大谷A、大谷B、西奥D、垣の内B、大木A
  - (2) 土石流  
西谷川、佐々布J、大鏡谷、東岩坂L
- 3 解除に係る区域  
別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県松江県土整備事務所及び松江市役所において一般の縦覧に供する。）

**島根県告示第27号**

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

平成29年 1月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項	
			変 更 後	変 更 前
			売りさばき人の氏名	売りさばき人の氏名
948	松江市馬潟町43番地4 一般社団法人島根県自動車整備振興会 会長 櫻井 誠己	松江市馬潟町43番地4	一般社団法人島根県自動車整備振興会 会長 櫻井 誠己	社団法人島根県自動車整備振興会 会長 櫻井 誠己

**公 告**

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により平成28年12月16日に実施した平成28年度クリーニング師試験の合格者の受験番号は、次のとおりである。

平成29年 1月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1、2、3、4、5、6

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成28年6月23日に終了した旨国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成29年 1月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量、水準測量）

- 2 作業期間  
平成28年5月9日から同年6月23日まで
- 3 作業地域  
雲南市三刀屋町から雲南市木次町まで

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成29年1月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 役務の名称及び数量  
島根県旅費事務システムサービス利用・運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県総務部総務事務センター 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成28年12月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士電機株式会社 代表取締役 北澤 通宏 神奈川県川崎市川崎区田辺新田1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
100,950,300円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。